

令和5年6月6日

保護者の皆様

浜田市立浜田東中学校
校長 領家 弘典

学校に設置してある公衆電話の撤去及び撤去後の対応について（お知らせ）

初夏の候 保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、学校に設置してある公衆電話は、利用料金が僅少で、利用額が定められた標準金額を一定期間下回った場合は、設置会社が撤去できる契約となっております。この度、本校に設置してある公衆電話について、設置会社より撤去の対象とする旨の連絡がありました。

つきましては、下記のとおりお知らせいたします。ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 公衆電話の撤去日 令和5年6月26日（月）

2 公衆電話撤去後の対応

（1）職員室の電話を利用

- ・生徒が家庭に電話連絡をする必要がある場合は、職員室の電話を利用することができます。

（2）利用料金

- ・1回につき10円
- ・利用日の翌日に支払うことも可能です。

（3）利用料金の取扱い

- ・上記（2）の利用料金については、私用電話使用料として、毎月、教育委員会に納入します。

【担当】

浜田市立浜田東中学校
教頭 山岡 修子
電話 0855-28-3210